

◎新潟県告示第877号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成28年8月12日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 竣功認可年月日

平成28年7月29日

2 竣功認可を受けた者の名称及び住所

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

2工区

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字寺島小字古屋敷1249番地から1247番地に至る間の公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線、⑰の地点と⑱の地点を平成22年の秋分の満潮位（D. L. +0.64メートル）における公有水面と西ふ頭地区泊地護岸との境界線及び①の地点と⑱の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +0.64メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 新潟県糸魚川市大字須沢2052番地2の国土地理院須沢四等三角点（北緯37度02分18秒3481、東経137度49分45秒9828）から68度34分09秒603.14メートルの地点

⑱の地点 ①の地点から142度43分34秒42.64メートルの地点

⑰の地点 ⑱の地点から232度43分34秒11.98メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から322度52分36秒10.21メートルの地点

(3) 面積

427.28平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成24年7月3日 新潟県港整第162号

平成26年1月17日 新潟県港整第538号

5 法第22条第3項の市町村（閲覧場所）

糸魚川市